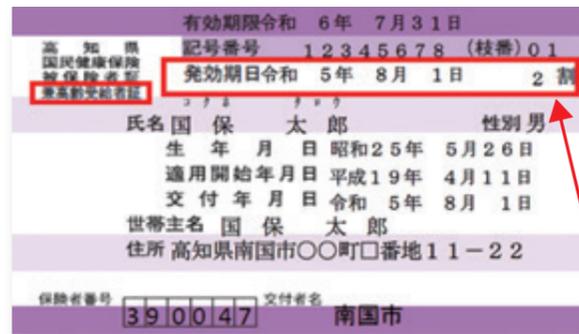


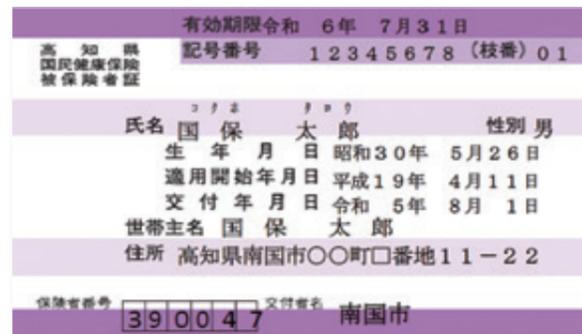
国民健康保険加入者の方へ 保険証のレイアウトが変わります! >

令和5年8月1日から「保険証」と70～74歳の方がお持ちの「高齢受給者証」が一体化されることに伴い、保険証のレイアウトが一部変更されます。
令和5年度の新しい保険証（紫色）は7月中旬に郵送予定です。

新様式〈70～74歳〉



〈～69歳〉



70歳～74歳の方へ

- ・発効期日の右横に医療機関受診時の「負担割合」が記載されます。
- ・8月1日からは、クリーム色の高齢受給者証は不要です。



■問い合わせ/市民課国保係 ☎088-880-6555

新型コロナワクチン接種のご案内

【令和5年度におけるワクチン接種】※6月8日時点の情報ですので、変更される場合があります。

接種種別	初回接種 ^(※1)	令和4年秋開始接種	令和5年春開始接種	令和5年秋開始接種
実施期間	令和5年度中	～令和5年5月7日	令和5年5月8日～8月	令和5年9月以降
使用するワクチン	・従来型のファイザー社製および武田社製(ノババックス) ※武田社製は12歳以上	・オミクロン株対応のファイザー社製およびモデルナ社製、従来型の武田社製(ノババックス) ※5～11歳はファイザー社製のみ		未定
対象	初回接種が完了していない方	初回接種が完了している方 (令和5年春開始接種は重症化リスクが高い方などに限る)		
65歳以上	通常の前予約はできず、接種会場も市外になる場合があります。	5月7日で終了	すべての方が対象	
12～64歳			・重症化リスクの高い基礎疾患など(※2)がある方で通院または入院している方 ・医療、介護などの従事者	すべての方が対象
5～11歳	接種を希望する場合は申請が必要で、市外で接種する場合は別途手続きも必要です。	8月まで期間を延長し、すべての方が対象		
6か月～4歳		現段階で実施予定なし		

※1. 初回接種とは、小児(5～11歳)と12歳以上用ワクチンでの1・2回目接種、または乳幼児(6か月～4歳)用ワクチンでの1～3回目接種のことで、1回目の接種という意味ではありません。

※2. 重症化リスクの高い基礎疾患などはホームページからご確認ください、「接種相談窓口」にお問い合わせください。

■ワクチン接種に関する問い合わせ/接種相談窓口 ☎088-863-5523(平日9時～16時)

国保だより

国保税の賦課限度額を変更しました >

国保税の後期高齢者支援金分の賦課限度額を次のとおり変更しました。令和5年度の納税通知書は7月中旬に発送する予定です。

区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 (40歳～64歳のみ)
賦課限度額 ※1世帯の税額の上限	65万円	22万円 (令和4年度：20万円)	17万円

所得が低い世帯の国保税の軽減 >

世帯の被保険者全員(擬制世帯主を含む)の所得合計が軽減判定基準額以下であれば、国保税のうち均等割額と平等割額に軽減率を乗じた金額が減額されます。

所得が低い世帯の国保税の軽減措置の拡充が図られ、次のとおり軽減判定基準額が決定しました。

なお、申請の手続きは必要ありませんが、軽減は申告された前年の所得に基づき措置が講じられますので、未申告の被保険者(擬制世帯主を含む)がいる世帯は、軽減されません。

擬制世帯主とは、世帯主本人は国保の被保険者ではないが、世帯員が国保の被保険者のため、国保の各種届出や国保税の納付義務を負っている世帯主のことです。

令和5年度の軽減判定基準額	軽減率
43万円以下	7割
43万円+(29万円×被保険者数)以下	5割
43万円+(53.5万円×被保険者数)以下	2割



※被保険者数：擬制世帯主は含みません。同じ世帯で国民健康保険から後期高齢者医療に移行した方は含みます。
※世帯状況により、軽減判定基準額が変わる場合があります。

非自発的失業者に係る国保税の軽減 >

倒産や解雇などで職を失った方が、離職の翌日から翌年度末まで、前年の給与所得を100分の30とみなして所得割、軽減判定基準額を計算し、在職時と同程度の保険税負担で医療保険に加入することができるよう、保険税の負担を軽減する制度です。

この軽減の対象となる方は、市民課国保係へ申請してください。

■問い合わせ

国民健康保険税/税務課市民税係 ☎088-880-6554

国民健康保険の資格・保険給付・非自発的失業者に係る保険税の軽減/
市民課国保係 ☎088-880-6555